

平成27年第3回定例会(平成27年9月25日)

観光建設水道委員会委員長

観光建設水道委員会は、去る 9月10日の本会議において付託を受けました『議第71号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第3号)』関係部分ほか5件について、9月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について ご報告いたします。

初めに、『議第71号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第3号)』関係部分についてであります。

温泉課 関係部分では、当局から、亀陽泉建設事業関連の経費を計上する旨説明がなされました。

これに対し、委員から、新築に伴う駐車場の台数を懸念する意見があり、当局から、入口正面に3台の設置を含め、亀陽泉周辺整備において、十分な台数が確保できるよう予定している旨答弁がなされました。

また、文化国際課 関係部分では、2019年のラグビーワールドカップ日本大会の事前キャンプ誘致に向け、本年開催されるイングランド大会の視察に係る旅費についての説明が当局からなされました。

続きまして、農林水産課 関係部分でございます。

本年6月30日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨により、椿、枝郷、内成、柳、内竈、大所、小坂の農地及び水路が被災したことにより災害復旧を行うための経費を計上する旨の説明がなされました。

これに対し、委員から、補助で整備するまで、かなりの期間を要するようだが、それまでに市として対応はできないかとの質疑がなされ、当局から、応急的な必要があるときは、単独事業で行い、その後、補助事業に組替えを行うこともあるとの答弁がなされました。

次に農業委員会事務局 関係部分では、機構集積支援事業費 補助金の補助事業に係る農地の利用状況調査に要する経費を計上する旨説明がありました。

続きまして、都市整備課 関係部分でございます。初めに、亀川地区都市再生整備計画事業及び都市計画整備事業の見直しについて報告がなされ、亀川駅西口 駅前広場の整備、亀陽泉周辺整備及び山田関の江線外道路整備に係る経費について、それぞれ詳細な説明がなされました。

これに対し、委員から、障がい者に配慮した整備であるかとの質疑がなされ、当局から、十分なバリアフリー対策を講じている旨の答弁がなされました。

最後に建築住宅課 関係部分では、大分県住宅供給公社への委託開始時期が延期となったことに伴い、市営住宅の管理に係る必要経費を計上する旨の説明が

なされました。委員から、具体的な委託開始の時期や入居者に対する周知方法について説明を求めたところ、当局から、委託開始は現時点では、平成28年4月1日を目指して協議しており、また全入居者に通知を行う旨の答弁がなされた次第であります。

最終的に、『議第71号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第3号)』関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に『議第73号 平成27年度 別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)』については、競輪事業課から1億円の繰出金等関係予算の説明がなされ、委員から、収益の多寡により、年度によって繰出金に差が生じると思うが、収益に対する率を決め、繰出金の額を決定してはどうかとの提言に対し、当局から、関係課と十分協議したい旨の答弁がなされました。採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、『議第74号 平成27年度 別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)』であります。社会資本整備総合交付金の決定に伴い、委託料の増額及び工事請負費の減額について当局から、説明が行われたところ、委員から工事請負費が大幅に減額となり、事業が計画どおりに進まないのではないかとこの質疑がなされましたが、当局から、特段緊急性を要するものではなく、交付金の決定状況に併せて整備する予定であるとの答弁がなされ、最終的に、採決の結果いずれも全員異議なく、可決するものと決したところであります。

続きまして、『議第85号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について』であります。当局から、新施設の建設に伴い、開館時間、入浴料等必要事項を定めること及び鉄輪むし湯の入浴料を現在の使用料から利用料金制とするための条例改正について、説明がなされました。

委員から、利用料金制に変更する理由等につきまして、質疑がなされ、当局から詳細な説明がなされたので、これを了とし原案のとおり可決するものと決しました。

次に『議第86号 別府市空家等対策条例の制定について』であります。当局からこの条例は、空家等の適正な維持管理に関し必要な事項を定めることを目的としたものである旨の説明がなされ、これに対し委員からは、条例第14条に規定する応急措置を行う場所が限定されたものではないかとこの質疑がなされ、当局から、市民の危害等を予防するため、運用の範囲内において、柔軟に対応していきたいとの答弁がなされたので、これを了とし原案のとおり可決するものと決しました。

最後に、『平成26年度別府市水道事業剰余金の処分 及び平成26年度別府市水道事業会計決算の認定について』であります。当局から、本決算より公営

企業の会計基準の見直しが行われ、これに伴う平成26年度の決算内容につきまして、詳細な説明がなされました。また、平成26年度決算における資本剰余金及び未処分利益剰余金を処分し、資本金へ組み入れたい旨の説明が併せてなされました。

委員から、退職給付引当金の計上は、本年度限りか等の質疑がなされ、当局からの説明を了とし、採決の結果いずれも全員異議なく、原案のとおり可決及び認定するものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました 議案の審査とその結果についての報告であります。